

ひたちなか市PTA連絡協議会会則

第1条 名称及び事業所

本会は「ひたちなか市PTA連絡協議会」といい、事務所を会長所在のブロック内の学校におく。

第2条 組織

本会は、ひたちなか市の小・中学校のPTAをもって組織する。

第3条 目的

本会は、市内小・中学校PTAの連絡・連携をはかるとともに、PTAの正しいあり方について研究し、単位PTAの活動を促進する。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 総会の開催
- 2 教育の改善、充実と協力に関する事業
- 3 研修会、講演会、講習会、懇談会など、会員相互の教養に関する事業
- 4 その他、本会の目的を達成するための必要な事業

第5条 役員

本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長6名 幹事9名（うち1名は次年度事務局） 監事2名 女性ネットワーク委員2名 任期は1年とし、再任は妨げない。

但し、必要に応じ増員することができる。総会で承認する。

第6条 役員の仕事

役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を整理し、総会及び代表者を招集する。会長に事故ある時は、副会長がこれを代行する。
- 2 幹事は、本会の庶務・会計にあたる。
- 3 女性ネットワーク委員は、女性ネットワーク委員会の運営にあたる。
- 4 監事は、年度会計を監査する。

第7条 顧問

本会に顧問をおく。

顧問は本会の経験者、教育委員会関係者若干名とする。任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条 顧問の仕事

顧問の任期は、本会の諮問に応ずる。

第9条 経費

本会の経費は、会費及び分担金その他の収入をもってあてる。

第10条 会計年度

本会の会計年度は、総会終了後から、次年度の総会までとする。

付 則

この会則は、平成7年5月20日より実施する。

この会則は、平成8年5月17日一部改正する。

この会則は、平成17年5月13日一部改正する。

この会則は、平成21年5月15日一部改正する。